

ロシア連邦  
連邦法

ロシア連邦法のいくつかの法令の改正および連邦法「技術規制について」第46条第15項の失効認定について

国家院（下院）採択 2026年4月22日

連邦院（上院）承認 2026年4月29日

第1条

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2016、No. 27、掲載番号4298；2018、No. 27、掲載番号3943；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 41、掲載番号6952；No. 50、掲載番号8790；2023、No. 25、掲載番号4434；2024、No. 1、掲載番号35、39；No. 26、掲載番号3546；No. 44、掲載番号6497；2025、No. 14、掲載番号1584；No. 21、掲載番号2543；No. 48、掲載番号7236；No. 52、掲載番号8287）に以下の変更を加える：

1) 第1条に以下を内容とする文を追加する：

「本連邦法の条項の効力は、特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）の実施にかかわる諸関係に対して適用される。」；

2) 第6条第1項に以下を内容とする第2項の2を追加する：

「2-2) 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）の対象となる鉱工業製品の種類を決定する；」；

3) 第1部に以下を内容とする第8条の1を追加する：

「第8条の1. 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）」

1. 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）は、ロシア連邦政府によって権限を付与された連邦行政機関が実施する。

2. 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）が対象とするのは、技術規則によって定められた要求事項および（または）2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技術規制について」にしたがって技術規則の発効日まで適用されるべき必須要求事項（他の種類の連邦国家管理（監督）、地域国家管理（監督）の枠内でその遵守状況が判定される鉱工業製品に対する必須要求事項をのぞく）の製造者、遂行者（外国製造者の機能を果たす者）、買手による遵守状況、ならびに2025年5月23日付連邦法第108-FZ号「メタノールおよびメタノール含有液流通の国家規制について」第4条第1項、第4項、第7～9項に定める必須要求事項の、メタノールおよびメタノール含有液の流通に携わる組織および個人事業主による遵守状況である。

3. 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）の準備と実施は、2020年7月31日付連邦法第248-FZ号「ロシア連邦における国家管理（監督）および地方自治体による管理について」によって規制される。

4. 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）についての規程はロシア連邦政府によって承認される。

5. 特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）についての規程には、技術規則の名称およびその構成要素ならびに（または）2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技術規制について」にしたがって技術規則の発効日まで適用されるべき、特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）の枠内でその遵守状況の判定が行われる必須要求事項、特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）の対象となる鉱工業製品の種類、ならびに特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）の実施に際して講じられる予防措置の一覧が記載される。

6. 本条で使用される概念は、ユーラシア経済連合の法を構成する諸文書、技術規制についてのロシア連邦の法令、メタノールおよびメタノール含有液流通の国家規制についてのロシア連邦の法令によって定義される意味で用いられる。

## 第2条

2019年8月2日付連邦法第290-FZ号「連邦法『ロシア連邦における産業政策について』の特別投資契約の規制に関する部分の改正について」（ロシア連邦法令集、2019、No. 31、掲載番号4449；2020、No. 31、掲載番号5054；2022、No. 12、掲載番号1784；No. 52、掲載番号9349；2023、No. 18、掲載番号3219）第2条に以下の変更を加える：

1) 第2項の「本連邦法、」という文言のあとに、「および、本連邦法の発効日以前に、ロシア連邦政府が定めた手順によりその締結を可能とする決定が下されていたロシア連邦が参加している特別投資契約、」という文言を追加する；

2) 第2項の1を以下の版に変更する：

「2の1. ロシア連邦、または本連邦法発効日時点で締結済みのロシア連邦が参加している特別投資契約、ならびに本連邦法の発効日以前に、ロシア連邦政府が定めた手順によりその締結を可能とする決定が下されていたロシア連邦が参加する特別投資契約に記載されている投資家および（もしくは）その他の者に対して、外国国家、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家もしくは国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関により、そうした特別投資契約にもとづく投資プロジェクトの実行を妨げるような制限的性格の一方的な措置が定められていた場合、2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシアの産業政策について」第16条第4項に従って定められたそうした特別投資契約の有効期間を延長することができるが、その際そうした特別投資契約の有効期間全体は12年間を超えてはならない。自動車産業分野におけるそうした特別投資契約の有効期間は2033年12月31日まで延長することができる。」。

## 第3条

2025年5月23日付連邦法第108-FZ号「メタノールおよびメタノール含有液流通の国家規制について」（ロシア連邦法令集、2025、No. 21、掲載番号2529）第7条に以下を内容とする第5項を追加する：

「5）本連邦法第4条第1項、第4項、第7～9項に定める要求事項に関する、特定の種類の鉱工業製品に対する必須要求事項遵守状況の連邦国家管理（監督）。」。

## 第4条

2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技術規制について」（ロシア連邦法令集、2002、No. 52、掲載番号5140；2021、No. 24、掲載番号4188）第46条第15項を失効したものと認める。

## 第5条

本連邦法は2026年9月1日より発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年5月2日

第126-FZ号